

医療費受給資格者証の更新

問甲 重度心身障害児者医療
福祉課福祉係 ①番窓口
Tel. **64-1120**

老人医療
健康推進課国保年金係 ⑦番窓口
Tel. **65-3008**

乳幼児・子ども医療
健康推進課保健子ども係 ⑧番窓口
Tel. **65-3008**

種類	受給資格	更新手続き
重度心身障害児者医療	下記要件に該当する方	必要無し 7月中旬に新しい受給者証を郵送
老人医療	下記要件に該当する方	必要書類を提出（7月28日締切）
乳幼児・子ども医療	令和4年の所得が制限内の方	必要書類を提出

□ 重度心身障害児者医療について

心身に重度の障がいのある方が安心して暮らせるように医療費の一部を町が助成する制度です。

対象者

湯浅町に住民票があり、満65歳までに次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1級または2級の方
- ②身体障害者手帳3級所持者で町民税非課税世帯の方（入院時のみ助成）
- ③療育手帳A1またはA2の方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤特別児童扶養手当1級の方

※一定以上の所得がある方は、対象外となります。

新たに対象要件を満たす方は、担当窓口まで申請をお願いします。

申請に必要なもの

- ・各種手帳または手当て証明書
- ・健康保険証

□ 老人医療制度について

67歳の誕生日から70歳の誕生日の属する月まで医療費の本人負担割合が3割から2割になる制度です。

受給するには次の①～⑦のすべての条件を満たす必要があります。

- ①本人を含む家族全員の町民税が非課税であること（住民税非課税世帯）
※同じ世帯に所得の申告をされていない方がいる場合、課税世帯となり対象外となります。
- ②本人を含む家族全員の令和4年の収入合計が次の基準以下であること
**1人世帯…100万円 2人世帯…140万円
3人世帯…180万円**
- ③本人の預貯金・国債・株式などの有価証券の合計が350万円以下であり、そのほかの家族の金融資産の合計が350万円×世帯人数以下であること
- ④本人を含む家族全員が、現在住んでいる土地・家屋を除き活用できる不動産等の資産を有していないこと
- ⑤本人以外の世帯員に確定申告や年末調整などの際に扶養親族とされていないこと
例：子どもの社会保険の扶養になっている
- ⑥本人が後期高齢者医療の被保険者でないこと
- ⑦本人が生活保護法の受給者でないこと

申請に必要なもの

- ・現在お持ちの老人医療受給者証
- ・世帯全員の通帳または金融機関発行の残高証明書

国民年金保険料の納付が困難なときは

経済的な理由などで納付が困難な場合、申請し承認されると免除または猶予される制度があります。この制度を利用することにより、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などによる障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

失業特例制度

免除する年度または前年度に退職した場合、免除判定に使用する所得を「0」とする特例です。
※世帯員に収入があると非該当になる場合があります。

必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書もしくはマイナンバーのわかるもの（いずれか）
- ②雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証

継続申請

失業特例制度を利用せず全額免除が承認される場合、翌年度以降の申請を自動継続することができます。（50歳未満は納付猶予含む）

一部免除が承認される方

一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）は、免除されていない残りの部分を納付しなかった場合未納となりますので、免除承認後に送付される納付書で納付ください。

必要なもの

年金手帳または基礎年金番号通知書もしくはマイナンバーのわかるもの（いずれか）

お問合せ先

日本年金機構 和歌山西年金事務所
Tel. **073-447-1600**
湯浅町健康推進課国保年金係
(⑦⑧番窓口)
Tel. **65-3008**

出張年金相談

相談は予約制となっていますので、和歌山西年金事務所へご予約ください。

日時 8月3日(㊄) 10時～15時（最終受付14時）

場所 湯浅町役場 1階 多目的室

予約電話番号

Tel. **073-447-1660**

（和歌山西年金事務所 お客様相談室）



障がい者等用駐車場の適正利用のために

問 福祉課福祉係 ⑩番窓口 Tel. **64-1120**

障がい者等利用駐車場区画は、身体に障がい（視覚障がい・肢体不自由・心臓や腎臓などの内部障がい）のある方や、妊産婦、高齢者、病気やけが等で歩行が困難な方が、車の乗り降りしやすいように配慮された駐車スペースです。

思いやりの気持ちでマナーを守り、適正に駐車場を利用しましょう。

